

令和7年第3回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 令和7年2月6日(木) 午前10時00分
- 2 閉会日時 令和7年2月6日(木) 午前11時35分
- 3 場 所 渋谷区役所4階教育委員会室
- 4 出席者

(委員)

教育長 伊藤 林太郎	委員 平岩 国泰
委員 大日方 邦子	委員 加藤 良太郎
委員 田丸 尚稔	委員 松本 理寿輝

(事務局職員)

教育委員会事務局次長	篠原 保男
教育政策課長	齋藤 貢司
未来の学校担当課長	堀江 崇
未来の学校担当課長	岡部 尚徒
学務課長	横手 麻理
教育指導課長	安部 忍
教育センター所長	間嶋 健
地域学校支援課長	山口 勝

(書記) 島田 直子 谷口 彩香

- 5 会議の概要 別紙のとおり

議案第 1 号 令和 7 年度一般会計当初予算案に関する意見について

議案第 2 号 物品購入契約に関する意見について

議案第 3 号 令和 6 年度一般会計補正予算案に関する意見について

議案第 4 号 令和 6 年度渋谷区教育委員会児童・生徒等表彰の決定について

議案第 5 号 渋谷区の教育目標と重点的な取組

報告

(1) 旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について

[資料 1 : 旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について]

その他

(1) 渋谷区職員等のハラスメントの防止等に関する条例について

(2) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例について

(3) 幼稚園教育職員の給与に関する条例について

議事運営等

- 令和7年第3回教育委員会定例会を開会
- 議事録署名に松本委員を指名

■ 教育長報告要旨

- まず、1月25日に生徒会交流会を区役所14階で実施した。委員の皆様には参加いただき、感謝申し上げます。次に、1月28日に東京都人権尊重教育推進校発表会が笹塚中学校で開催された。生徒の自尊感情を高める指導の充実をテーマとして成果発表が行われた。次に、1月29日に地域学校協働活動推進員連絡協議会が開催された。各校の推進員が集まり、活動についての共有などを行った。同じく29日には、区がペルーと友好都市協定を締結し、全校でペルー給食が提供されていることに伴い、渋谷区議会文教委員会委員に松濤中学校でペルー給食を喫食いただいた。最後に、2月4日に小学校音楽鑑賞教室がLINE CUBE SHIBUYAで実施された。東京藝術大学ウィンドオーケストラの方々にお越しいただいた。

◆ 議案第1号

令和7年度一般会計当初予算案に関する意見について

—◇ 説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき教育政策課長が説明)

- 議案第1号「令和7年度一般会計当初予算案に関する意見について」説明する。
本議案は、2月19日から開催される令和7年第1回区議会定例会に、令和7年度予算案が提出されることに伴うものである。また、提案理由に記載のとおり、令和7年度一般会計当初予算案の編成に当たり、法の規定に基づき区長から意見を求められたため、この案を提出するものである。まず、本区の令和7年度一般会計当初予算である。資料には記載はないが、総額1,468億7,300万円、対前年度比20.1%増という過去最大の予算規模となっている。そのうち、教育関係予算計上見込額は、歳入合計額に関しては、7億7,871万6千円、歳出合計額に関しては、236億9,864万6千円である。2ページ及び3ページに、別紙1及び別紙2として内訳を記載しており、4ページ及び5ページに、参考資料として前年度との増減等を記載した資料を付けている。繰越明許費に関しては、年度内にその支出を終わらない見込みであるため、翌年度に繰り越して使用できるよう定めたものとなっており、別紙3のとおり、学校建て替え関連の6事業を定めている。債務負担行為限度額に関しては、将来負担として支出が生じる契約等について、その限度額をあらかじめ定めておくものとなっており、別紙4のとおり、学校施設関連の7事業を定めている。次に、それぞれの内訳について説明する。まず、4ページの「令和7年

度当初予算案「歳入内訳」である。表は左から、予算区分の款・項・目、予算額、内訳、前年度令和6年度予算額、増減額の順となっている。主な増減理由を説明する。まず、(款)国庫支出金(項)国庫補助金(目)教育費補助金である。4,100万円余の増となっているが、これは、学校の普通教室化やLED照明改修に係る補助金(学校施設環境改善交付金)の増が主な理由である。次に、(款)都支出金(項)都補助金(目)教育費補助金である。2億9,200万円余の増となっているが、これは、給食費全額補助の実施に伴い、区が負担する費用に対する都の補助金(公立学校給食費負担軽減事業補助金)の増が主な理由である。次に、(項)都委託金(目)教育費委託金である。9,500万円余の増となっているが、これは、エデュケーション・アシスタントの新設に係る補助金(学校マネジメント強化事業費)の増が主な理由である。これらにより、歳入合計額については、7億7,871万6千円で、前年度比4億2,807万6千円の増となっている。次に、資料5ページの「令和7年度当初予算案「歳出内訳」である。表の作りは、歳入の資料と同様になっている。主な増減理由を説明する。まず、(款)教育費(項)教育総務費(目)事務局費が6,700万円余の増となっているが、これは、広尾中学校スクールバス運行の実施等に係る経費の増である。次に、(目)教育指導費については、5,000万円余の増となっているが、これは、介助員・支援員の配置に係る委託料の増、子ども主体の学校づくりプロジェクトの実施に係る経費等の増が主な理由である。次に、(目)教育センター費については、500万円余の増となっているが、これは、「けやき教室」移転後のケア・コミュニティ原宿の丘残置物処理委託による増、校内別室指導支援員配置事業に係る経費の増が主な理由である。次に、(項)小学校費(目)学校管理費については、12億2,200万円余の増となっているが、これは、次期教育ICT基盤構築委託等に係る経費の増が主な理由である。次に、(目)学校給食費については、6,900万円余の増となっているが、これは、調理業務委託料及び給食費単価の増が主な理由である。次に、(目)学校施設建設費については、1億1,600万円余の増となっているが、これは、青山キャンパスで使用する備品類の購入に係る経費が主な理由である。次に、(項)中学校費(目)学校管理費については、7億4,000万円余の増となっているが、これは、上原中学校の体育施設棟改修工事費等が主な理由である。次に、(目)学校給食費については、5,200万円余の増となっているが、小学校費と同様に、調理業務委託料及び給食費単価の増が主な理由である。次に、(目)学校施設建設費については、122億4,300万円余の増となっているが、これは、未来の学校プロジェクトにおける、広尾中学校複合施設(仮称)建設工事、松濤中学校建設工事、都立青山病院跡地仮設校舎賃借料の経費を計上したことによる増が主な理由である。次に、(款)教育費(項)社会教育費(目)社会教育総務費については、

8,000万円余の増となっているが、児童数増に伴う放課後クラブ運営費の増が、主な理由である。これらにより、歳出合計額は、236億9,864万6千円となり、前年度と比較して、146億8,635万円の増となっている。次に、繰越明許費についてである。令和7年度予算で計上している6つの事業は、それぞれ事業の完了が令和8年度となるため、予算額の全額を繰り越すものとして設定している。次に、債務負担行為についてである。7ページ「小学校給食室空調設備賃借」については、空調設備の老朽化に伴う設備の更新及び空調設備の新規設置に関するもので、令和8年度から令和12年度までの期間に係る限度額を1億3,884万2千円として設定している。対象は、広尾小学校、猿楽小学校、上原小学校、笹塚小学校、西原小学校、富谷小学校、千駄谷小学校、神宮前小学校の8校である。8ページ「中学校給食室空調設備賃借」については、空調設備の新規設置に伴うもので、令和8年度から令和12年度までの期間に係る限度額を1,445万9千円として設定している。対象は、笹塚中学校である。9ページ「神南小学校設計・施工コンストラクション・マネジメント業務委託」については、神南小学校整備に際した、設計・施工段階における都度のコスト検証や進捗管理等、総合支援業務となっている。令和8年度から令和11年度までの期間に係る限度額を7,230万3千円として設定している。10ページ「広尾中学校複合施設（仮称）建設工事」については、令和8年度から令和10年度までの期間に係る限度額を103億1,998万4千円として設定している。11ページ「広尾中学校複合施設（仮称）建設工事監理等業務委託」については、令和8年度から令和10年度までの期間に係る限度額を1億8,294万1千円として設定している。12ページ「松濤中学校建設工事」については、令和8年度から令和10年度までの期間に係る限度額を71億9,998万6千円として設定している。13ページ「松濤中学校建設工事監理等業務委託」については、令和8年度から令和10年度までの期間に係る限度額を1億4,122万9千円として設定している。以上が令和7年度一般会計当初予算案の説明である。次に、2月4日に行われた令和7年度渋谷区当初予算案プレス資料について、教育関連の事業について説明する。初めに、「探究「シブヤ未来科」の拡充」である。探究「シブヤ未来科」の成果として、令和6年度は、子供たちの主体性や学習意欲が高まり、各教科の学習における意識も変わるなど、学びに向き合う姿勢に変化が生まれている。こうした成果を踏まえ、令和7年度は、子供の探究スキル習得や興味・関心を広げる「企業等体験」の充実のため、探究ポータルサイトによる学校・企業マッチングのサポートを行うほか、大学との連携では、新たに大学生・大学院生がメンターとなり、子供たちの探究活動をサポートする。また、子供たちが制作した探究作品を登録する「My探究ページ」の新設や、探究成果の学習発表会の充実を通じて、児童・生徒同士の情報共有や意見交換、地域・企業とのコミ

コミュニケーションをより活発にしていく。これら取組を通じて、子供たちが自分で考え、学び、未来を切り拓くことができるよう、渋谷のまち全体で子供たちの探究学習を支援できる環境を整えていく。次に、「国内・海外都市との交流」である。渋谷区では、災害時に自治体間で相互に応援協力し、被災自治体の応急・復旧対策を円滑に遂行できるよう、今年度新たに、宮城県石巻市、栃木県宇都宮市、山梨県甲府市及び長野県茅野市、福島県郡山市と、順次、災害時相互応援協定を締結した。本協定に基づき、令和7年度は、各自治体の住民同士が交流を深められるよう、自主防災組織や消防団などが、視察や研修の機会に協定先自治体を訪れる機会を設けるほか、区立小中学校の宿泊事業の候補地に協定先自治体を加え、必要な補助を実施する。次に、「未来の学校プロジェクト」である。9月に青山キャンパスが開校し、建て替え後の「未来の学校」を先取りした学びをスタートさせる。ラーニング・コモンズや未来共創空間が設置される。また、令和7年度からは西原キャンパスの工事が開始され、令和8年度夏頃の開校を目指す。以上が令和7年度渋谷区当初予算案プレス資料の説明である。

—◇質疑応答 —————

(平岩委員)

○建築費の高騰により、計画段階よりも金額が上がっていると思われるが、今後の見通しを教えてほしい。また、探究学習により、子供たちの主体性や学習意欲が高まっているとのことだが、客観的な結果が出ていれば教えてほしい。

(未来の学校担当課長)

○1つ目の質問について、御指摘のとおり、かなり高騰している。区長部局の財政部門ともしっかり協議しながら進めていく。

(平岩委員)

○想定していた金額と比べて、どれくらい増えているのか。

(未来の学校担当課長)

○規模等によっても違うが、2割から3割増えている印象である。

(教育委員会事務局次長)

○建築費等の高騰を理由に質を下げるのではなく、コスト削減の可能性を探りながら、きちんと計画に沿って進めていきたい。

(教育指導課長)

○2つ目の質問について、教育目標に掲げている7つの力が育まれているかを測るために、アンケート調査を実施したところである。結果・分析はこれからであるが、客観的な数値等をこれから見ていきたいと思う。また、客観的とは言えないが、学校長とのヒアリングでは、「学習に意欲的になった」「自分から提案したり発表したりする力が向上した」「探究学習を楽しみにしている子がたくさんいる」などの話があった。

(松本委員)

○歳出について、(款)教育費(項)小学校費(目)学校管理費について、約12億の増はかなり大きいと思う。増の理由について、もう少し詳しく教えてほしい。また、中学校費も関係があるのか。

(教育政策課長)

○ICT環境について、令和7年9月から新たな基盤に変えるために、構築を進めているところである。主な変更としては、文部科学省の指針に基づいてクラウド化を進める。これに伴い、児童・生徒、教員等の端末を全て入れ替えることが増の要因の一つになっている。中学校費も一部影響があるが、構築費は全て小学校費に計上しているため、小学校費の方が金額が大きくなっている。

(松本委員)

○クラウド化は大きな変化であるが、今後の見通しとしてはいかがか。

(教育政策課長)

○令和7年9月からの5年間は、同じ基盤・端末を使用できるように検討を進めている。

(松本委員)

○また5年後に同額の費用が発生する可能性があるのか。

(教育委員会事務局次長)

○現在のオンプレミス型の基盤が5年経過し、令和7年9月に完全クラウド化するため、今回は非常に大きな更新であり、初期費用が大きく膨らんでいる。また、人件費や物価の高騰の影響もあり、更に費用がかかっている。今回クラウド化することにより、おそらく5年後は今回よりも費用は下がると思うが、人件費や端末に係る費用は上がる可能性が考えられる。

—◇議事結果 -----

○原案どおり可決。

◆議案第 2 号

物品購入契約に関する意見について

—◇説明要旨 -----

(※別紙資料に基づき未来の学校担当課長が説明)

○議案第 2 号「物品購入契約に関する意見について」説明する。本議案は、2 月 19 日から開催される令和 7 年第 1 回区議会定例会に、物品購入契約の議案が提出されることに伴うものである。また、提案理由に記載のとおり、物品購入契約をするに当たり、法の規定に基づき、区長から意見を求められたので、この案を提出するものである。まず、2 ページをご覧いただきたい。令和 6 年 11 月 7 日の教育委員会にて、青山キャンパスで使用する新しい教室等の設えについて説明しているが、その家具等が対象である。この契約に際し、令和 6 年第 4 回区議会定例会にて、令和 6 年度一般会計補正予算として繰越明許額の設定をし、予算の確保をしている。説明の欄にもあるが、区の条例により予定価格 4,000 万円以上の動産の買入れは、議会の議決が必要とされているため、令和 7 年第 1 回区議会定例会で契約議案を提出するものである。次に、議案の内容について説明する。初めに、「1 購入の目的」である。令和 7 年 9 月に開校予定の青山キャンパスで使用する備品類を購入するためである。なお、「備品」とは、通常 2 年以上の使用に耐え、消費税含み、購入価格が 10 万円以上の物品を指している。2 及び 3 については、記載のとおりである。次に、「4 契約の方法」「5 契約の相手方」である。契約の相手方は、株式会社奥本いろは堂で、希望型指名競争入札により決定している。最後に、「6 納入期限」である。令和 7 年 9 月 1 日の青山キャンパス運用開始に合わせて、令和 7 年 8 月 15 日としている。次に、3 ページを御覧いただきたい。初めに、「1 購入の目的」である。こちらも同様に、青山キャンパスで使用する備品類を購入するためである。なお、「消耗品」とは、1 回の使用や比較的短期間に消耗されるもので、消費税含み、購入価格が 10 万円未満の物品を指している。2 及び 3 については、記載のとおりである。次に、「4 契約の方法」「5 契約の相手方」である。契約の相手方は、株式会社奥本いろは堂で、希望型指名競争入札により決定している。最後に、「6 納入期限」である。こちらも同様に、青山キャンパス運用開始に合わせて、令和 7 年 8 月 15 日としている。

—◇質疑応答 -----

(大日方委員)

○納入期限は、8月15日で問題ないのか。9月1日からの使用に間に合うのか。

(未来の学校担当課長)

○納入可能な物品は、先行して納入が行われる。最後に納入される物品の期限が8月15日である。予定としては問題ない。

(加藤委員)

○机や椅子の値段を教えてほしい。

(未来の学校担当課長)

○種類によっても異なるが、大きい物だと机は10万円程度、可動式の机と椅子はセットで4・5万円程度である。

(平岩委員)

○学校備品は高いため、次回以降は、使用する期間によって安く抑えることも検討すると良いと思う。また、近年、絵の具や制服等を学校備品にすべきとの声がある。区としても見直すと良いと思う。

(教育長)

○学校で用意している物もある。収入が少ない家庭等への経済的支援は必要だが、何でも公費負担で準備する必要があるかどうかは慎重に検討する必要があると思う。

(学務課長)

○中学校では、柔道着をレンタルに変えている学校も多いと聞いている。学校長と意見交換しながら検討を進めていきたい。

(平岩委員)

○教育長の意見と同じく、全体ではなく、必要とする家庭に重点的に給付を行うのが良いと思う。また、各家庭に1個なくてもいいものは、学校で用意して置いておくなど精査していただきたい。

(大日方委員)

○先日参加した生徒会交流会でも、制服に関する話が出た。学校が無償で貸与すると、制服に関する議論が停止することにならないかという懸念もある。制服に限らず、公費で買うべきかどうかしっかり検討する必要がある。

—◇議事結果 —————

○原案どおり可決。

◆議案第3号

令和6年度一般会計補正予算案に関する意見について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき学務課長が説明)

○議案第3号「令和6年度一般会計補正予算案に関する意見について」説明する。
本議案は、2月19日から開催される令和7年第1回区議会定例会に、令和6年度補正予算案が提出されることに伴うものである。資料に基づき説明する。
本議案は、令和6年度一般会計補正予算(第6号)案の編成に当たり、法の規定に基づき、区長から意見を求められたので、この案を提出する。補正予算となる教育関係予算計上見込額は、1億3,200万円である。2ページ目について、本事業は、令和6年度から令和7年度までの2箇年にわたるため、繰越明許を設定している。3ページ目は、本事業の詳細についてである。初めに、「1 補正予算案編成理由」である。1月9日の本定例会にて説明したとおり、令和6年12月に渋谷本町学園温水プールの可動床設備が故障した。区民等を対象とした施設開放や水泳教室、渋谷本町学園のプール授業等の利用再開に向け、早急な原状復帰に当たり必要となる改修工事の予算を確保するためである。次に、「2 補正予算案内容」について、本事業経費は、1億3,200万円である。次に、「3 要求概要」は、プール可動床改修工事一式である。次に、「4 繰越明許を設定する理由」について、早急な原状復帰に向け、令和6年度中の予算確保・契約締結を予定しているが、工期は6か月程度を見込んでおり、工事完了予定が令和7年度となるため、繰越明許を設定するものである。最後に、「5 スケジュール(予定)」である。工事契約については、区議会での議決後の令和7年3月、工事完了については令和7年9月を予定している。

—◇質疑応答 —————

(加藤委員)

○温水プールが使用できない間、学校の授業等において、他の施設を使用することによる費用は発生するのか。

(学務課長)

○本町学園の令和6年度のプールの授業は終了しており、令和7年度のプールの授業は10月から再開する。部活動については、徒歩で移動が可能な中幡小学校の温水プールを使用できるよう調整中であり、別途費用は発生しない。

(松本委員)

○本町学園温水プールが利用できなくなる個人の方に対する補償等はあるのか。

(学務課長)

○そのような補償はない。

—◇議事結果 -----

○原案どおり可決。

◆議案第4号

令和6年度渋谷区教育委員会児童・生徒等表彰の決定について

—◇説明要旨 -----

非公開

◆議案第5号

渋谷区の教育目標と重点的な取組

—◇説明要旨 -----

(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○議案第5号「渋谷区の教育目標と重点的な取組」について説明する。本議案は、渋谷区の教育目標と重点的な取組を定めるため、この案を提出するものである。前回の定例会において協議いただいた内容を基に、修正した箇所について説明する。まず、教育目標については、修正箇所はない。次に、2025年度（令和7年度）の渋谷区教育委員会重点的な取組の序文について、2点修正した。1点目は、重点取組01について、子ども主体の「未来の学校」づくりの推進が全ての学校で実施されるよう、序文の初めに、「全ての学校で」を追加した。2点目は、重点取組02について、新たな学びの推進、探究の推進の方向性に示された指標が子どもの感じ方の向上だけではなく、客観的な数値の向上を伴う学びの変革となるよう、序文の2行目を、「客観的な根拠を踏まえた学びの変革を進めます」とした。次に、各重点取組の【方向性】と【実現するための具体的な方策】の修正箇所である。重点取組01は、【方向性】に示された項目において、実際に子どもがそう感じられることが目的であることから、文末の「学校づくり」を全て削除した。重点取組02は、【方向性】について3点の追加・修正がある。1点目は、序文の修正を踏まえ、項目の1つ目に「子どもたちが基礎的な学力を確実に身に付けることができる」を追加した。2点目、3点目は、重点取組01の削除と同様、「授業づくり」を削除し、文末を「～することができる」に統一した。【実現するための具体的な方策】については、

幼児期の遊びが探究につながっていることから、「探究の基礎を培う幼児期の遊びを実現するための環境設定」を追加した。重点取組03は、【方向性】の各項目の文末について、重点取組01・02と同様、「学校づくり」を削除した。重点取組04は、働き方改革を推進し、教員の在校時間の縮減を目標とするため、【方向性】の3つ目の項目の後半について、「教員の負担軽減や在校時間の縮減を図る学校づくり」に修正した。また、【実現するための具体的な方策】には、「教員の働き方改革、やりがい・満足度調査の実施」を追加した。

—◇質疑応答 —————

(大日方委員)

○重点取組02の「子どもにとって「自分に合った教え方、教材、学習時間になっている」はわかりにくい。「子どもにとって「自分に合った教え方、教材、学習時間になっている」と感じるができる」がいいのではないか。また、重点取組05の【実現するための具体的な方策】について、「シブタン」との連携した」を「シブタン」と連携した」に修正した方が良い。

(教育長)

○どう感じたかといった部分はもちろん大切であるが、学校教育の中では、全国学力・学習状況調査のような指標も重要になってくる。教科の学びが土台になって探究学習が生きていく。ただ、区全体の方向性として、どこまでという目標値を示すことは難しく、この表現となった。

(平岩委員)

○言葉の構造が入り混じっている印象を受けたので、来年度に向けて検討してほしい。例えば、重点取組01は、「子ども主体の「未来の学校」づくりの推進」を掲げているが、【方向性】は、「子ども主体の学校づくり」と少し異なる重複した表現で記載している。また、重点取組04は、【方向性】に「テクノロジー活用によるDXの加速化」が記載されていない。重点取組05についても、【方向性】が「外部人材の活用」のみの記載になっている。【方向性】の欄に、重点取組の施策の柱が何かといったことが記載され、【実現するための具体的な方策】の欄に、具体的な取組が記載されるといった整理があっても良かったと思う。目標自体はとても良いと思う。

(教育長)

○来年度の課題としたい。

(大日方委員)

○重点取組03の「多様」と「多様性」という言葉をどのように使うのか整理が必要だと思う。

(平岩委員)

○多様性理解の「多様性」と、多様な取組を推進するの「多様」が混ざってしまっているのではないか。多様な取組を推進する「多様」は、「様々な」と置き換えても良いと思う。

(加藤委員)

○「教育環境と多様な取組の推進」は、「教育環境の推進」だけで良いのではないか。

(教育長)

○指摘いただいたとおり「教育環境の推進」とし、多様性の理解に関することは【方向性】に入れられるよう修正する。

(田丸委員)

○【方向性】の欄には、目指していることが分かるよう、言葉を整理してほしい。そもそも、方向性は序文に示されているので、【方向性】という言葉ではない方が良いと思う。

(教育長)

○【方向性】ではなく、【目指す姿】に修正する。

(大日方委員)

○【目指す姿】に修正するのはとても良いと思う。現状、【方向性】の横にかかっている文は削除が良いと思う。

(教育長)

○指摘いただいたとおり、全体として削除したいと思う。

---◇議事結果 -----

○原案を一部修正して可決。

◆報告1

旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について

---◇説明要旨 -----

(※別紙資料1に基づき教育政策課長が説明)

○旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について2件報告する。まず、1件目について「1 概要」であるが、申請地及び申請者は記載のとおりである。営業の種別は「旅館・ホテル営業」、名称は記載のとおりである。今回の申請においては、申請地が鉢山中学校から約70メートルのところにあり、旅館業法第3条第4項に規定されている「敷地の周囲おおむね100メートルの区域内」に該当するため、渋谷区保健所から教育委員会の意見が求められているところである。次に、「2 検討」であるが、3つの観点から検討した結果を記載している。まず、(1)建築物の立地上の観点であるが、当該建築物の周辺には、当該建築物と同等の高さの建物が建築されていることから、建物より学校生活をふかんでくる可能性は低い。次に、(2)通学路上の観点であるが、周囲は通学路に指定されている。そのため、事業者に対しては、生徒の通学上の安全確保等について責任を持って管理するよう、従業員に周知を徹底することなどを確認している。次に、(3)事業者への確認であるが、清純な施設環境が害されるおそれがないことを確認するため、書面にて、当該施設の営業目的を確認している。また、安全対策について、開設後も必要に応じて教育委員会、鉢山中学校と協議する場を設けることについて確認している。これらを踏まえて、「3 今後の対応」であるが、申請者が教育の理念をきちんと認識し、生徒の通学上の安全確保及び学習環境に留意して運営されるのであれば、清純な施設環境が著しく害されるおそれはないものとする。その上で、施設開設後においても、生徒の安全確保において、必要に応じて、教育委員会、鉢山中学校と協議する場を設けることを要望する旨を回答したいと考えている。次に、2件目について「1 概要」であるが、申請地及び申請者は記載のとおりである。営業の種別は「旅館・ホテル営業」、名称は記載のとおりである。今回の申請においては、申請地が中幡小学校から約45メートルのところにあり、旅館業法第3条第4項の規定に該当するため、渋谷区保健所から教育委員会の意見が求められているところである。「2 検討」及び「3 今後の対応」であるが、1件目の内容と同様のため、説明は割愛する。

--◇質疑応答 -----

(大日方委員)

○1件目について、客室有効面積が約45㎡であるのに対して、収容人数が12人と多いが問題ないのか。また、トイレが1つしかないことも気になる。

(教育政策課長)

○2段ベッド等を活用して、12人のスペースは確保できると保健所も確認している。

(教育長)

○おそらく、バックパッカー向けだと思う。

(大日方委員)

○子供が生活する環境という点では少し気になる。

(教育政策課長)

○申請者とは、開設後においても必要に応じて協議する場を設けることを確認している。いただいた意見については、改めて教育委員会から申請者に伝える。

—◇議事結果 -----

○了承する。

◆その他

(1) 渋谷区職員等のハラスメントの防止等に関する条例について

—◇説明要旨 -----

(教育政策課長)

○本件は、2月19日から開催される令和7年第1回区議会定例会で本条例制定にかかる議案が上程される予定である。本来、本委員会に条例案について意見聴取に関する議案を提出すべきところであるが、現時点において区長から意見聴取が送達されていないこと、また次回の教育委員会が議案提出後の開催予定であることから、条例案の意見聴取については、本日内容を説明し、後日、議決いただくという形をお願いしたい。まず、制定理由であるが、全ての職員が、ハラスメントに対する意識を高め、個人の人格及び尊厳を尊重し合う良好な勤務環境を実現するため、条例を制定するものである。現在、区においては、渋谷区職場におけるハラスメントの防止等に関する規定により、区職員のハラスメント防止等に関する定めがあり、また教育委員会においては、渋谷区立学校におけるハラスメントの防止等に関する規程により、学校に勤務する職員のハラスメント防止等に関する定めがある。本条例制定案により、2つの規程を1本の条例として制定し、特別職を含む全ての区職員及び学校に勤務する職員のハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定めることとしている。次に、主な規定内容である。(1) 定義について、本条例においては、対象となる者が区長、副区長、教育長の特別職から一般職員まで含まれていることから、定義においても区長を含む

特別職から一般職まで定義され、また、ハラスメントについても定義している。(2) 区長等の責務について、相談、調査、審議等に関する体制整備するとともに、ハラスメントに起因して人格、尊厳、勤務環境が害された場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じることが定められている。(3) ハラスメントの禁止について、職員等は、ハラスメントが個人の人格、尊厳を不当に傷つける人権侵害に当たることを理解し、ハラスメントを行ってはならないことを定めている。(4) 研修等について、区長等は、職員に対し必要な研修等を実施するとしている。(5) 申出について、職場において職員等からハラスメントを受けるなどした場合、相談員又は第三者による外部の相談窓口相談や申出ができるとしている。また、そのために(6) 相談員等の設置では、相談員及び外部相談窓口を設置するとしている。(7) ハラスメント防止対策委員会の設置について、ハラスメント防止対策の推進、相談員等から依頼された場合に事実確認や調査、認定を行うため、ハラスメント防止対策委員会を設置することが定められている。(8) ハラスメント対策委員会の設置では、区長、副区長、教育長に対する苦情相談について、適切な処理や解決について調査審議するため、ハラスメントに関し識見を有する者3人以内をもって、ハラスメント対策委員会を設置するとしている。(9) 対応措置について、職員のハラスメントの事実が確認された場合は、区長等は必要な措置を迅速かつ適切に講じることとしている。また、ハラスメント対策委員会からの答申により区長、副区長、教育長によるハラスメントの事実を認定した場合は、氏名、事実の公表、法令に基づく人事上の措置その他問題解決のための必要な措置を講じるとしている。最後に、施行期日であるが、令和7年4月1日である。

---◇質疑応答 -----

○なし。

◆その他

(2) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例について

---◇説明要旨 -----

(教育指導課長)

○本件は、2月19日から開催される令和7年第1回区議会定例会で幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例が上程される予定である。本来、本委員会に条例改正の意見聴取の議案を提出すべきところであるが、現時点において区長から意見聴取が送達されていないこと、また、次回の教育委員会が議案提出後の開催予定であることから、条例案の意見聴取については、本日内容を説明し、後日、議決いただくという形をお願いし

たい。まず、改正理由であるが、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現することを目的に、育児・介護休業法の改正が行われることとなったことを踏まえ、超過勤務の制限の対象となる職員の範囲並びに子の看護休暇の対象となる子の範囲及び取得事由を拡充する改正を行う。次に、改正内容である。第11条の2について、申請により超過勤務の制限の対象となる職員の範囲を拡大するため、「3歳に満たない子を養育する職員」を「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員」に改めるとともに、同条の見出しを改め、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の限定的制限について規定している第11条の3を削除する。また、第17条について、現行では、小学校就学の始期に達するまでの子が病気・怪我をした際や予防接種等で看護をする場合に、子の看護休暇を申請することが可能であるが、改正により、小学校3年生までの子について、これまでの事由に加え、感染症に伴う学級閉鎖の際や入学（入園）式・卒業（卒園）式に参加する際にも休暇を申請できるよう、取得対象となる子の範囲と取得事由を拡充する。そのため、同条の「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。なお、子の看護休暇の拡充に関する詳細は、条例施行規則で別途定める予定である。

—◇質疑応答 —————

○なし。

◆その他

(3) 幼稚園教育職員の給与に関する条例について

—◇説明要旨 —————

(教育指導課長)

○本件は、2月19日から開催される令和7年第1回区議会定例会で幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が上程される予定である。本来、本委員会に条例改正の意見聴取の議案を提出すべきところであるが、現時点において区長から意見聴取が送達されていないこと、また、次回の教育委員会が議案提出後の開催予定であることから、条例案の意見聴取については、本日内容を説明し、後日、議決いただくという形をお願いしたい。まず、改正理由であるが、一般職員の給与に関する法律の改正に伴い、高年齢職員の能力及び経験の活用を図ることを目的に、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る住居手当の取扱いについて見直しを行うためである。次に、改正内容である。新旧対照表の1ページ目をご覧ください。第32条の2において、定年前再任用短時間勤務職員について、これまで住居手当の支給対象外とされたものを支給対象に改める。また、新旧対照表の2ページ目については、1ページ目と同じ内容の改正を暫定再任用職員にも

行うものである。

—◇質疑応答 -----

○なし。

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 伊 藤 林太郎

委 員 松 本 理寿輝